

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(小谷)	令和3年12月6日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.83 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.04 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	1.82 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.82 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○認定農業者は2名。集落の農業従事者の高齢化が進んでいる。 ○後継者についても、現状不足している。</p> <p>■農地 ○平成29年基盤整備事業完了。優良農地である。 ○生産組合でソバの作付けを畑地で行っている。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○プランに位置付けられた中心経営体に規模拡大の意向がないことから、集落内の後継者の育成を進め、新たな中心経営体としての位置付けを目指すとともに、集落外の担い手を中心経営体に位置付けて集積を図る。 ○農地中間管理機構を活用した貸借を原則とするが、ケースによって、双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

①集落における中心経営体の農地集積の方針

○集落内の中心経営体となる担い手に拡大意向がないことから、新たな担い手の育成を進めるとともに、近隣集落の担い手も含め、将来の担い手の確保を目指し、新たな担い手への集積の検討を行う。

② 農地貸借に係る方針

○農地中間管理機構による貸借を原則とするが、出し手と受け手の意向を尊重し、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を活用した貸借を併用する。

○畑地については、集落内の生産組合が集団化を行っていることから、当面の間は集団化を継続する。しかし、生産組合の構成員が高齢化していることから、今後の運営方針について検討を行い、将来的に貸借が必要になった場合には、その実情に合った貸借を行う。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。

○組織体制や保全活動については、中心経営体だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、集落全体で協力して運営していく。

④ 鳥獣被害防止対策の取組方針

○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、中心経営体の間で情報共有を図る。また、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討を進める。

○被害を受けた場所や被害をうけた農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。

⑤ 生産組合等の今後の位置付け

○現在、集団化として、小谷生産組合が畑地を活用してソバの作付けを約1ヘクタール行っているが、組合員の高齢化も進んでいることから、今後の組織のあり方を含め、集落として協議が必要となる。

○水田を含めた集落営農組織への転換も視野に入れ検討していく。